

# 第1回 山梨県障害者幸住条例改正検討委員会

## 【会議概要】

日時：平成26年6月24日（火）午後3時から午後5時  
場所：山梨県立図書館 多目的ホール  
委員：石合委員、江口委員、大塚委員、小林委員、佐久間委員、佐々木委員、高野委員、竹内委員、戸田委員、中里委員、長澤委員、仁科委員、早川委員、原田委員、深澤委員、保坂委員、宮崎委員、望月委員、柳田委員、山西委員

- 1 開会  
委嘱状の交付
- 2 あいさつ  
福祉保健部 次長 秋山 剛
- 3 委員及び職員の紹介  
司会より紹介
- 4 経緯説明

### （1）障害者施策に係る国や他道府県の動向について

「障害者の権利に関する条約」の概要について事務局より説明

- ・ 障害者権利条約は、障害者の固有の尊厳の尊重、障害者の権利の実現のための措置などについて規定した障害者に関する初めての国際条約である。
- ・ 障害者権利条約は第5条で「障害に基づくあらゆる差別を禁止する」旨を規定している。

「あらゆる差別」とは、障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、大きな負担がないにもかかわらず必要な配慮をしない“合理的配慮の否定”も差別に含まれるとしている。

主な国内法の整備状況について事務局より説明

- ・ 山梨県障害者幸住条例制定（平成5年）以降、障害者福祉に関する法整備が進み、特に平成28年8月の障害者基本法の改正以降は、国が障害者権利条約を批准するために整備された。
- ・ 条例改正を進めるにあたり、改正障害者基本法と障害者差別解消法は、特に留意する。

「障害者基本法の留意点」

共生社会の実現を、法令の目的に加えた。

障害の定義を整理した。

障害者が地域社会で共生することを妨げられないこと、手話や点字など意思疎通のための手段の選択の確保について規定した。

障害者に対する差別の禁止と、行政や事業者等は、過度な負担がない場合

には障害者に対する合理的な配慮をすることについて規定した。

「障害者差別解消法の留意点」

相談及び紛争防止のための体制整備、障害や障害者への理解を深める啓発活動、差別解消のための情報収集など、障害者に対する差別を解消するための支援を規定した。

他道府県の条例概要について事務局より説明

- ・ 障害者に対する差別解消と共生社会の実現を目的とした条例を制定、施行しているのは全国で9道府県
- ・ 共通点として、条例の名称に「障害のある人もない人も共に」という言葉を使っている県が多い。
- ・ 障害者に対する不利益な扱い等を生活のなかの特定の分野において規定している県が多い。

例：京都府では、福祉サービス、医療、商品またはサービス提供、教育、建物又は公共交通機関、不動産取引、情報、労働(雇用)の分野で差別解消について規定している。

(2) 山梨県障害者幸住条例の概要及び改正の必要性について

山梨県障害者幸住条例の概要について事務局より説明

- ・ 条例は総則(第1章)と、障害者福祉の推進(第2章)、福祉のまちづくり(第3章)で構成している。
- ・ 特に、第3章の福祉のまちづくりは、障害者の社会参加の促進に大きく貢献してきた。

山梨県障害者幸住条例の改正の必要性について事務局より説明

- ・ 国が障害者権利条約を批准するため進めた法令等の整備により、現行の条文を見直す必要がある。
- ・ 障害者福祉の流れが「障害者の自立と社会参加の促進」にとどまらず、「共生社会の実現」に移行している。

(3) 山梨県障害者幸住条例改正検討委員会の運営について

山梨県障害者幸住条例改正検討委員会設置要領に基づき事務局より説明

- ・ 委員会や部会には委員長が必要と認めた場合、委員以外の者が出席できる。

5 委員長の選出、部会員の指名等

委員長ほかは次のとおり

委員長：早川正秋（早川法律事務所弁護士）

職務代理：柳田正秋（山梨県立大学教授）

部 会 員：石合委員、久保委員、佐久間委員、竹内委員、戸田委員、長澤委員、  
仁科委員、宮崎委員、望月委員、柳田委員、渡辺委員、早川委員長

## 6 議事

### （１）山梨県障害者幸住条例改正の考え方及び改正の論点について

条例改正の基本的な考え方について事務局より３点説明

- ・ 共生社会の実現を軸にして改正
- ・ 障害者に対する不利益な取扱い等の防止に関する規定の設定
- ・ 福祉のまちづくり整備基準と他法令の整備基準の突合

条例改正の論点(案)について事務局より５点説明

- ・ 基本的理念など総則部分の内容見直し
- ・ 障害者に対する不利益な取扱いや合理的な配慮についての整理
- ・ 障害者に対する不利益な取扱い等があった場合の対応方法
- ・ 共生社会の実現に向けた県の施策
- ・ 福祉のまちづくり整備基準の整理

### （２）その他

今後の進め方（部会の開催や期日等）について事務局より説明

### 意見交換(概要)

#### 石合委員

- ・ 建物のバリアフリーは進んだかもしれないが、障害者に対する差別はいまだにあり、心のバリアフリーはできていない。このような現状を踏まえ、条例改正を進めるべきである。
- ・ 法律がなくても差別のない共生社会が実現するべきであるが、それでは進まない。アメリカは懲罰を組み込んでいる。条例で対応できるか検討することが必要と考える。
- ・ ３つの保障と、５つの課題を条文として記載してほしい。
  - 〔３つの保障〕ゆるぎなき人権の確保、かぎりなき機会均等の確保、ゆるぎなき自立生活の確保
  - 〔５つの課題〕障害者福祉施策の一元化、障害者の移動の自由化、自立生活を支える教育、雇用などの具現化、言われなき差別や偏見からの保守徹底、豊かな情報・文化の浸透
- ・ 障害者も健常者もともに幸せに暮らせる社会の実現に寄与する条例とするため、委員会メンバーだけでなく、他の障害者団体や県民から広く意見を聴取すること

が必要と考える。

#### 佐久間委員

- ・東京など都会に比べ企業等も少ないことから、精神障害者の就労機会が少ない。また、就労しても賃金が安いなど問題もある。雇用均等などの観点から精神障害者の就労支援などに対して効果的な施策を条例に組み込むことが必要と考える。

#### 高野委員

- ・山梨県の障害者の現況、例えば障害者の就労状況などをしっかりと把握し、認識したうえで、条例改正を進めるべきである。また、そのような状況を踏まえ、条例には、障害者福祉に必要な基本的な事項を設けるとともに、条例により共生社会の実現に向けての決意や込める思いなどを前文として組み込むことが必要と考える。

#### 竹内委員

- ・現在の条例名称は、制定当時の思いなどあると思うが、一見して条例の目的が分かるような、また今の社会で若い人にも理解が得られるような名称を検討することが必要と考える。
- ・条例の実効性を確保するためにも、条例で決めたことが有効に機能していることを検証する機関を設置することが必要と考える。
- ・条例改正の期間が短期間すぎる。条例を制定したときには全体会6回、作業部会9回、1年3ヶ月かかっている。障害者の痛みがしっかりと伝わるような条例にするために、障害者の意見や考えをしっかりと受け止め、条例に反映するべきである。

#### 戸田委員

- ・障害者や健常者、企業、団体などを含め、地域社会の定義や役割などを具体的に整理し、すべての人が共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて、条例のなかに障害者の地域社会への包括について組み込むことが必要と考える。

#### 長澤委員

- ・条例に、見直し条項（3年後に見直すなど）を設けてほしいと考える。

#### 仁科委員

- ・障害者幸住条例が施行されて20年以上になるが、聴覚障害者当事者として生活がしやすくなったか、あまり実感がわからない。
- ・どのような内容で条例を改正する必要があるのか、具体的な意見などについても、団体に戻り、教育、医療、就労などにおける課題などをまとめたうえで、次回には情報提供したいと考える。

#### 柳田委員

- ・他県の条例も、障害者に対する不当な扱いがあることを前提に条文を規定してい

るが、その考えで条例を改正するのがよいのか、そういった観点からも検討が必要と考える。

- ・障害者権利条約は最低限遵守しなければならない基準であって、ソーシャルインクルージョンの実現を目指す条例にする必要があると考える。
- ・福祉のまちづくりは本当に進んでいるのか。新たなバリアフリーの推進が必要ではないか。
- ・新しい条例は20年続くような内容にするのか。一定期間での見直しは必要と考える。国において障害者総合支援法を制定するにあたり、骨格提言(H23.8 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会)を基本として見直すこととしている。これを参考にしているかどうか。
- ・この委員会のなかに、知的障害、精神障害、発達障害の当事者が入っていない。このような人からも意見を聴取する体制とするべきである。

#### 山西委員

- ・特に知的障害者、精神障害者に対して、どういった不当な扱いがあり、それを差別解消として如何に条例に組み込むのか、大変重要であると考えます。
- ・沖縄県の条例などでは、知的障害者の入所などについても記載しており、幅広い施策を組み込んでいる。知的障害者や精神障害者に対する福祉サービスは重要な事項であり、条例にどのように組み込んでいくか、しっかりと議論するべきである。

## 7 その他

次回部会の開催日程について説明

日時：平成26年7月28日(月)午後1時から

場所：県庁防災新館405会議室